

東京都環境局があっせんする
「自動車低公害化促進資金」をご存知ですか？
 ~ 利子・保証料の補助も受けられます ~

東京都環境局では、中小企業の方が低公害車等を購入するための融資あっせんを行っています。
 この制度は、中小企業の方が低公害車等を購入する際、東京都が融資をあっせんし、東京信用保証協会の信用を得て、取扱金融機関が融資するものです。 (平成22年3月末まで受付)

【融資対象】 (詳細は東京都環境局ホームページを参照してください)

「ポスト新長期規制適合車」(区分1)または「指定低公害・低燃費車」(区分2)の購入

ポスト新長期規制適合車とは2009年10月から始まる最新の排出ガス規制を達成したものをいいます。

電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車は買換えではなく、購入(増車)扱いになります。

「新長期規制適合車」(区分3)への買換え

新長期規制適合車とは、型式がローマ字3桁のもので平成17年から平成20年規制のものをいいます(例:BDG-等.....ハイフンの前にローマ字が3つのもの)

ただし、現在所有の旧規制車両から買換える場合で次の条件を満たしている場合に限ります。

- ・車両総重量が同等程度の買換えであること。
- ・申込日現在、所有の車が条例上の規制適合車であること(ただし、新長期規制適合車からの買換えを除く)。
- ・現在所有の車を廃車(道路運送車両法第15条又は16条に基づく抹消)すること。

融資対象額には車両本体とともに、架装、必要付属品(オプション)、自動車取得税、自動車重量税、自賠責保険料、手続代行費用、法定費用等の諸経費及び消費税を含みます。

【融資条件等】

融資限度額：1億円 / 1企業

融資利率：都受付時の長期プライムレート以内(固定金利、年利)

貸付期間：7年以内

償還方法：6か月据置毎月元金均等返済

【東京都の補助率】

区分	対象車両	適用期間	利子補助	保証料補助
区分1	ポスト新長期規制適合車	全期間	4分の3	5分の4
区分2	新長期規制適合車(区分3を除く) または指定低公害・低燃費車	全期間	2分の1	3分の2
区分3	新長期規制適合車 総重量1.7t以下のもの、総重量2.5t超 3.5t以下のもの、12t超のもの	平成21年9月まで	2分の1	3分の2
		平成21年10月から	4分の1	3分の1

【詳細についてのお問い合わせ】

東京都環境局 自動車公害対策部 規制課(低公害化支援係 融資担当) TEL.03-5388-3535

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/jidousya/diesel/>

